

【お申し込みの前に内容を必ずご確認ください】
受注型企画旅行取引条件説明書

当社が、お客様の依頼により申し込みを引き受ける場合、日程表・見積書・条件書に記載されたもの以外の内容は次の通りとなります。
この旅行条件説明書は、契約が成立した場合契約書面の一部となります。

(旅行業法第12条の4 取引条件説明書) (旅行業法第12条の5 契約書面)

1. 受注型企画旅行について

「受注型企画旅行」とは、当社（ジョイトラベル株式会社 福岡県古賀市中央一丁目6-40/福岡県知事登録旅行業第二種380号）が、お客様からの依頼により、旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊等のサービスの内容（以下、旅行サービスと
いいます。）並びにお客様が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行をいいます。

2. 企画内容が手配できない場合

企画書面に記載した旅行サービスの受け入れ先が満員やダイヤ改定等により手配不能であった場合、当社は速やかにお客様へ代替え企画書面の
の交付を行います。代替え企画書面交付にともない旅行代金に変更が生じた場合は、改めて旅行代金を算出致します。

3. 契約の申し込み

- (1) 当社がお客様との間で締結する受注型企画旅行に関する契約（以下「契約」といいます。）は、この約款の定めるところによります。この
約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。
- (2) 企画の内容に関し、当社に契約の申込みをしようとするお客様は、当社所定の申込書（以下「申込書」といいます。）に所定の事項を記入
の上、当社が別に定める金額の申込金とともに、当社に提出しなければなりません。
- (3) 当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者（以下「契約責任者」といいます。）を定めて申し込んだ契約の締
結については、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者（以下「構成者」といいます。）の契約の
締結、解除に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引は契約責任者との間で行
います。契約責任者が同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- (4) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い又は将来負うことが予想される債務又は義務については、何ら責任を負うものではありま
せん。
- (5) 目的地で特別な処置を必要とする場合、具体的にお申し出ください。当社は可能な範囲でこれに応じます。お客様のために講じた処置に
より生じた費用は、お客様のご負担となります。
 - a. 健康を害している方
 - b. 心身に障がいをお持ちの方
 - c. 妊娠中の方
 - d. 補助犬の使用者、その他特別な配慮を必要とする方
 - e. 車椅子等の器具を利用される方、解除を必要とする方
 - f. 食物、動物及びその他アレルギーや制限をお持ちの方など

4. 契約申し込みの拒否

当社は、以下に掲げる場合において契約締結に応じない場合があります。

- (1) 当社業務上の都合がある場合
- (2) お客様が当社らに対し、合理的範囲を超えるサービスの強要や費用負担、脅迫的言動、暴行行為、風説の流布、偽計又は威力を用いて業
務を妨害する行為が認められるとき。
- (3) お客様が多のお客様に迷惑を及ぼし、又は円滑な旅行の実施を妨げるおそれがあるとき。
- (4) 旅行者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。
- (3) 「2. や3. (5)」に承諾いただけない場合や「3. (5)」お申し出に対し、旅行サービスに必要な処置が講じられないと判断したとき。

5. 契約成立の時期

- (1) 契約は、当社が契約締結に承諾し、「3. (2)」に定める申込書と申込金を受理したときに成立します。
- (2) 当社は、契約を締結する場合書面による特約をもって、申込金を受理することなく契約を承諾することがあります。この場合の契約成立
の時期は、当該特約書面を交付したときに成立します。申込金は、別紙に明示します。
- (3) 申込金は、旅行代金・取消料その他お客様が当社に支払う金銭の一部に充当します。
- (4) 通信契約は、(1)に関わらず、お客様の申し込み通知を受けて、当社が承諾する旨の通知を発したときに成立するものとします。ただし、
電子承諾通知（電話、ファックス、電子メール等）を発する場合は、当該通知がお客様へ到達したときに成立するものとします。
- (5) 当社が法令に反せず、かつ、お客様の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先
します。

6. 契約書面の交付

当社は、お客様に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書
面」といいます。）を交付します。当社が契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、契約書面に記載するところ
によります。

7. 確定書面の交付

- (1) 契約書面において、確定された旅行日程、運送若しくは宿泊機関の名称を記載できない場合には、当該契約書面において利用予定の宿泊
機関及び旅行計画上重要な運送機関の名称を限定して列挙した上で、当該契約書面交付後、旅行開始日の前日（旅行開始日の前日から
起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に受注型企画旅行契約の申込みがなされた場合にあっては、旅行開始日）までの当該契約書
面に定める日までに、これらの確定状況を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

(2) お客様が前述において、手配状況の確認を希望する問合せがあった場合は、確定書面交付前であっても迅速かつ適切に回答致します。

(3) 当社が契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、確定書面（手配報告欄）に記載するところによります。

8. 旅行代金の支払い時期

お客様は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する旅行代金を支払いいただきます。

9. 旅行代金変更

- (1) 旅行を実施するに当たり利用する運送機関について適用を受ける運賃・料金（以下この条において「適用運賃・料金」といいます。）が、著しい経済情勢の変化等により、受注型企画旅行の企画書面の交付の際に明示した時点において有効なものとして公示されている適用運賃・料金に比べて、通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額される場合においては、当社は、その増額又は減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増加し、又は減少することがございます。
 - a. 当社は、旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様にその旨を通知します。
 - b. 当社は、適用運賃・料金の減額がなされるときは、その減少額だけ旅行代金を減額します。ただし運送又は旅行サービス受け入れ先の手配、支払い条件により既に支払いを完了している場合は対象ではありません。
- (2) 当社は、契約内容の変更により旅行の実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。）の減少又は増加が生じる場合（費用の増加が、運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる場合を除きます。）には、当該契約内容の変更の際にその範囲内において旅行代金の額を変更することがございます。
- (3) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金を変更することがあります。

10. 契約内容の変更

- (1) お客様は、当社に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の受注型企画旅行契約の内容（以下「契約内容」といいます。）の変更を求めることができます。この場合において、当社は、可能な限りお客様の求めに応じます。この場合、旅行代金の変更をする場合がございます。
- (2) 当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、伝染病による隔離、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、契約内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

11. お客様からの契約の解除

- (1) お客様は、いつでも【別表2】に定める取消料を当社に支払うことで旅行契約を解除することができます。ただし、解除の時期や規模、解除の内容により旅行サービス提供施設の申し出により【別表2】と異なる場合がございます。この場合、当社は、可能な限り【別表2】に近づけるよう努めます。
- (2) 次に掲げる場合において、前項の規定にかかわらず、旅行開始前に取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
 - a. 当社によって契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が【別表1】に掲げるものその他の重要なものであるときに限ります。
 - b. 「9. 」の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。
 - c. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、感染病などによる隔離その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - d. 当社が旅お客様に対し、「7. (1)」の期日までに、確定書面を交付しなかったとき。
 - e. 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。
- (3) お客様は、旅行開始後において、当該旅行者の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき又は当社がその旨を告げたときは、「11. (1)」の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該受領することができなくなった部分の契約を解除することができます。
- (4) 前項の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額をお客様に払い戻します。ただし、前項の場合が当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

12. 当社からの契約の解除

当社は、次に掲げる場合において、旅行者に理由を説明して、旅行開始前に受注型企画旅行契約を解除することがあります。

- (1) お客様が「3. (5)」の事項や必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
- (2) お客様が「4. (2) (3) (4)」の行為や添乗員その他の者による指示への違背、これらの者又は同行又は他の者に対する暴行又は脅迫等により旅行の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
 - a. 当社が「(1) (2)」の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。この場合、旅行者が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとし、旅行代金のうちお客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

- b. 当社が「(1) (2)」の規定に基づいて旅行開始後に旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じて、お客様が当該旅行の出発地に戻るために必要な手配を引き受けます。出発地に戻るための旅行に要する一切の費用は、旅行者の負担とします。
- (3) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、伝染病による隔離その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

13. お客様の責任

- (1) お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該旅行者は、損害を賠償しなければなりません。
- (2) お客様は、旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。
- (4) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、伝染病による隔離その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行サービス提供先の対応に理解するように努めなければなりません。
- (5) 旅行中に、事故などが生じた場合には、直ちに別途お知らせする連絡先（加入補償会社の連絡先、旅行先の緊急連絡先など）または当社にご通知ください。（もし、通知できない事情がある場合、お客様の安全を優先し可能な限り速やかにご通知下さい。）

14. 当社の責任

- (1) 当社は、旅行契約の履行に当たって、当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知「13. (3)」があったときに限ります。
- (2) お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、伝染病による隔離、食中毒、盗難、運送機関の遅延・不通・スケジュール変更、その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、前項の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
- (3) (1)の規定に基づき手荷物について生じた損害については、損害発生の日から起算して、国内旅行にあっては14日以内に、海外旅行にあっては21日以内に当社に対して通知があったときに限り、旅行者1名につき15万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）として賠償します。

15. お客様の交代

- (1) お客様は、当社の承認を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すこと、又は構成者の変更を行うことができます。この際、当社の定める交代に要する手数料をいただきます。（既にチケットを購入・発行している場合、別途予約・発行に関わる費用が発生する場合がございます。）
- (2) 当社は、前項にかかわらず、利用運送機関、宿泊機関等がお客様の交代できる状況でない場合や応じないなどの理由により、交代をお断りする場合がございます。

16. 手配代行者（手配仲介旅行業者）

当社は、契約履行に当たって、手配の全部又は一部を本邦内（国内）、本邦外（海外）の他の旅行業者、手配を業として行う者その他の補助者に代行させることがあります。（方面別海外専門旅行社、渡航手続き専門旅行社等）

17. 特別補償

当社は、当社旅行業約款特別補償規程で定めるところにより、旅行者が旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物上に被った一定の損害について、以下の金額の範囲において、補償金又は見舞金を支払います。

- 死亡補償金： 海外旅行「2500万円」 国内旅行「1500万円」
- 入院見舞金： 入院日数により 海外旅行「4～40万円」 国内旅行「2～20万円」
- 通院見舞金： 通院日数（最低3日以上）により 海外旅行「2～10万円」 国内旅行「1～5万円」
- 携行品損害： お客様お一人につき 最高15万円まで（ただし、補償対象品1個または1対についての限度額は10万円まで）

当該旅行日程において、お客様が当社の手配に係る旅行サービスの提供を一切受けない期間が定められている場合において、その旨及び当該期間に生じた事故による生命、身体又は手荷物の損害については、補償金及び見舞金の支払が行われない旨について契約書面に明示したときは、当該期間は「旅行参加中」とはいたしません。（旅行日程表などに自由行動など記載の場合を含みます。）

18. 旅程保証

- (1) 当社は、【別表2】に掲げる契約内容の重要な変更（次の各号に掲げる変更〔運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによるものを除きます。〕を除きます。）が生じた場合は、旅行代金に記載する率を乗じた変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、当該変更について当社に「14.」の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合には、この限りではありません。
- (2) 「10.」の規定に基づいて旅行契約が変更されたときの当該変更された部分及び「11. 12.」の規定に基づいて旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更
- (3) 当社が支払うべき変更補償金の額は、旅行者1名に対して一旅行につき旅行代金に15%以上の当社が定める率を乗じた額をもって限度とします。また、旅行者1名に対して一旅行につき支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。

- (4) 当社が(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について当社に「14. (1)」の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、旅行者は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償金の額と旅行者が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。

【別表2】

変更補償金の支払いが必要となる場合	1件あたりの率 (%)	
	旅行開始日前日までに通知した場合	旅行開始日以降に通知した場合
1. 契約書面又は確定書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1. 5	3. 0
2. 契約書面又は確定書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます)その他旅行目的地の変更	1. 0	2. 0
3. 契約書面又は確定書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更	1. 0	2. 0
4. 契約書面又は確定書面に記載した運送機関の種類又は会社名(等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合を除きます)の変更	1. 0	2. 0
5. 契約書面又は確定書面に記載した旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1. 0	2. 0
6. 契約書面又は確定書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1. 0	2. 0
7. 契約書面又は確定書面に記載した宿泊機関の種類又は会社名の変更(当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)	1. 0	2. 0
8. 契約書面又は確定書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他客室の条件の変更	1. 0	2. 0

注1:「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。

注2:契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。

注3:3. 又は4. に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。

注4:4. に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注5:7. の宿泊機関の等級は、旅行契約締結の時点で契約書面に列挙内容又は記載内容によります。

注6:4. 又は7. 若しくは8. に掲げる変更が1乗車船等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等又は1泊につき1件として取り扱います。

*以下に掲げる事由による変更の場合は、変更補償金は支払いません。

a. 天災地変 b. 戦乱 c. 暴動 d. 官公署の命令 e. 感染症などによる隔離 f. 運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
g. 当初の運行計画によらない運送サービス提供 h. 旅行参加者の生命又は安全確保のため必要な措置 i. お客様の申し出による変更

19. 氏名や年齢、性別を必要とする予約

お客様が、当社申込書または、予約時申告された氏名(ヨミガナやパスポートローマ字表記)、性別、年齢(利用日時年齢)に万が一誤りがあった場合、航空券や乗船券の取消し・再予約・再購入の手続き対象になる場合がございます。その場合、当社は、違約料や再予約時の料金変動していた場合はその差額、諸手続き料、再手続き料金を申し受けます。お申し込みの際は、あらかじめ正確な情報、パスポート確認並びに顔写真ページのコピーをご準備下さい。

20. 海外渡航及び海外渡航手続き

- (1) 現在お持ちの旅券(パスポート)が、渡航先の条件を満たしているか、現在有効なパスポートであるかをご確認下さい。渡航先によりパスポートの有効(残存)期間や余白ページの数など条件がございます。旅券(パスポート)・査証(ビザ)・渡航認証申請(E S T Aなど)などの申請、取得に係る渡航手続きは、お客様ご自身で行っていただきます。ただし、所定料金を申し受け別途契約にて渡航手続きの一部代行をお受けいたします。この場合、お客様ご自身に起因する事由で旅券(パスポート)・査証(ビザ)・渡航認証申請(E S T Aなど)の取得ができなかった場合一切その責任を負いません。

*代理申請ご希望の場合、お客様の代理証明できる書類などお預かりする場合がございます。

*パスポート有効(残存)期間は、特別な渡航先や渡航目的を除き、最低限6ヶ月以上+滞在日数が望ましいです。

- (2) 旅券(パスポート)・査証(ビザ)・渡航認証申請(E S T Aなど)について

- 旅券の有効(残存)期間の条件は渡航先により異なります。
- 渡航先により、査証(ビザ)が必要です。
- アメリカ(ハワイ含む)/E S T A、カナダ/e T A、オーストラリア/E T A S、ニュージーランド/N Z e T A など事前に渡航認証申請を行わなければならない渡航先がございます。

○旅券（パスポート）センター：福岡市中央区天神（アクロス3階） TEL092-725-9001

又は最寄り及び住民票のある各都道府県パスポートセンター

外務省（パスポート）：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/>

*外務省→渡航関連情報→旅券（パスポート）

○査証（ビザ）/外務省（ビザ）：<https://www.mofa.go.jp/toko/visa/>

*外務省→渡航関連情報→査証（ビザ）

又は渡航先国の領事館、入国管理事務所にお問い合わせください。

*日本国籍以外の方や特別な渡航目的の方は、自国の領事館、渡航先国の領事館、入国管理事務所にお問い合わせください。

(3) 保健衛生

○厚生労働省：<https://www.forth.go.jp/>

*渡航先によって感染症情報に関する情報が出されている場合がございます。

状況により予防摂取をお願いします。ただし効果が見込まれるまでの期間は摂取時に医師にご確認下さい。

(4) 海外危険情報

○外務省：<https://www.pubanzen.mofa.go.jp/>

*渡航先によっては、海外危険情報に関する情報が出されている場合がございます。

*下表カテゴリー表現に含まれない感染症特別情報は状況に応じ追記・付記されます。

「例：出国できなくなる恐れがありますので、（早期）待避をご検討下さい。」など

*緊急支援など受けられる事前登録：たびレジ（3ヶ月未満の渡航）もご活用下さい。

a. レベル1：十分注意してください。	その国・地域への渡航、滞在に当たって危険を避けていただくため特別な注意が必要です。
b. レベル2：不要不急の渡航は止めてください。	その国・地域への不要不急の渡航は止めてください。渡航する場合には特別な注意を払うとともに、十分な安全対策をとってください。
c. レベル3：渡航は止めてください。 (渡航中止勧告)	その国・地域への渡航は、どのような目的であれ止めてください。(場合によっては、現地に滞在している日本人の方々に対して退避の可能性や準備を促すメッセージを含むことがあります。)
d. レベル4：退避してください。渡航は止めてください。 (退避勧告)	その国・地域に滞在している方は滞在地から、安全な国・地域へ退避してください。この状況では、当然のことながら、どのような目的であれ新たな渡航は止めてください。

*「(4) a. b.」当社は、お客様に対しレベル情報の提供を行います。

*「(4) c. d.」当社は、渡航計画をお断りする場合がございます。契約後は、原則、渡航中止をご提案致します。

国の指針による取消し、延期、中止のいずれの場合でも、パスポートやビザ、その他手続き費用、既に購入を完了している航空券や船舶券の違約料が発生する場合や宿泊機関への事前支払い費用(デポジット)が発生している場合、それらの費用を差し引いてお払い戻し致します。

21. お買い物について

観光中・送迎中にお土産物店にご案内することがあります。購入の際には、お客様ご自身の責任でご購入ください。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねます。トラブルが生じないよう購入時商品の確認及びレシートの受け取りをお願い致します。

22. 添乗サービス

(1) 当社は、お客様の求めにより添乗サービスを提供することがあります。この場合、添乗サービス料金及び同行するために必要な交通費宿泊代、食事代、旅行補償料、日当を含めた添乗員経費を旅行代金に計上致します。

(2) 添乗サービスの内容は、原則、旅行日程管理上必要な業務と致します。添乗員の業務時間 8時~20時とします。

23. 任意保険

旅行中は、怪我や思わぬトラブルに巻き込まれる場合がございます。ご自身で安心できる内容の旅行保険の加入を強くおすすめします。クレジットカード付帯の旅行保険は、自動付帯契約でない場合、補償の対象にならない場合がございます。それぞれの契約内容をご確認の上、旅行保険の加入をご検討下さい。

24. その他の事項

(1) 個人情報の利用目的

当社では、旅行申し込みの際に提供された申込書などに記載された個人情報について、お客様との連絡の手段にさせて頂く他、お客様が旅行において、運送や宿泊などのサービスの受領及び手配の手続きに必要な範囲内で利用させて頂きます。その他契約上の責任、事故などの際の費用を担保する補償加入手続き上、お客様の氏名、性別、生年月日、連絡先、住所、旅券（パスポート）の情報を予め電子的方法で送付する事によって利用させて頂きます。

(2) 手配内容の誤りに関して

当社の責に帰すべき場合を除き、提供された情報の誤りが要因で、再手配や発行替え、氏名などの情報変更手続き、査証（ビザ）発給など、最悪の場合、搭乗拒否や入国拒否などが発生したときは、一切の責任を負いません。また、誤りの変更手続きにかかる費用はお客様のご負担となります。

(3) 当社は、いかなる場合でも当社で旅行費用などを負担する旅行の再実施はお受け致しません。

(4) 悪天候などに関して

台風など悪天候が予想される、また感染症などの不測の事態で旅行の実施が危ぶまれる場合、当社は可能な限り速やかにお客様が利用予定の運送機関など旅行サービスの提供をおこなうそれぞれの機関に、状況確認、情報収集、今後の予定対応を確認しご案内致します。ただし、当社が運行など方針を決定するものではありません。利用予定の運送機関など旅行サービスの提供をおこなうそれぞれの機関が決定するものです。お客様がそれぞれの判断や対応に理解を得ることができず、当社へお客様の判断により変更や延期、取消を依頼する場合、【別表2】に定める取消料（違約料）の対象となる場合がございます。

(5) 契約後であっても、当社や旅行サービスを提供するそれぞれの機関に対して、合理的範囲を超えるサービスの強要や費用負担、脅迫的言動、暴行行為、風説の流布、偽計又は威力を用いて業務を妨害する行為が認められるときは、契約を解除する場合がございます。

25. 約款標準

本旅行条件説明書に記載のない事項は、当社旅行業約款受注型企画旅行契約の部に定めるところによります。

26. 取消料（旅行業法第16条の1）

【別表2（国内旅行に係る取消料）】

区 分	取消料
(1) 次項以外の受注型企画旅行契約	
a. bからfまでに掲げる場合以外の場合 (当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る。)	企画料金に相当する金額
b. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目（日帰り旅行にあっては10日目）に当たる日以降に解除する場合（cからfまでに掲げる場合を除く。)	旅行代金の20%以内
c. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に解除する場合 (二からへまでに掲げる場合を除く。)	旅行代金の30%以内
d. 旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の40%以内
e. 旅行開始当日に解除する場合（へに掲げる場合を除く。)	旅行代金の50%以内
f. 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内
(2) 貸切船舶を利用する受注型企画旅行契約	当該船舶に係る取消料の規定によります。
備考	*取消料の金額は、契約書面に明示します。 *本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。

【別表2（海外旅行に係る取消料）】

区 分	取消料
(1) 本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する受注型企画旅行契約（次項に掲げる旅行契約を除く。)	
a. bからdまでに掲げる場合以外の場合 (当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る。)	企画料金に相当する金額
b. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日以降に解除する場合 (ハ及びニに掲げる場合を除く。)	旅行代金の20%以内
c. 旅行開始日の前々日以降に解除する場合（dに掲げる場合を除く。)	旅行代金の50%以内
d. 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内
(2) 貸切航空機を利用する受注型企画旅行契約	
a. bからeまでに掲げる場合以外の場合 (当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る。)	企画料金に相当する金額
b. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって90日目に当たる日以降に解除する場合 (cからeまでに掲げる場合を除く。)	旅行代金の20%以内
c. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日以降に解除する場合 (d及びeに掲げる場合を除く。)	旅行代金の50%以内
d. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目に当たる日以降に解除する場合 (eに掲げる場合を除く。)	旅行代金の80%以内
e. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三日目に当たる日以降の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内
(3) 本邦出国時及び帰国時に船舶を利用する受注型企画旅行契約	当該船舶に係る取消料の規定によります。
備考	*取消料の金額は、契約書面に明示します。 *本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う取引責任者です。

ご旅行契約に関して、担当者からの説明に不明な点がございましたら、ご遠慮なく下記取扱管理者へご問合せ下さい。

(一社)全国旅行業協会 保証社員
(一社)福岡県旅行業協会 正会員
福岡県知事旅行業登録 第2種 380号
ジョイトラベル株式会社
〒811-3103 福岡県古賀市中央1丁目6-40
TEL092-943-1355
責任者：眞武 祐一
総合旅行業務取扱管理者：黒川 理一郎